

指定通所・介護予防リハビリテーション重要事項説明書

1, 事業者

事業者名称 医療法人社団東方会おおやま病院介護医療院
代表者氏名 理事長 日置将
所在地 富山市花崎85番地

2, 事業所の概要

事業所名称 医療法人社団東方会おおやま病院介護医療院
通所・介護予防リハビリテーション
事業所番号 16B0100055
開設日 令和5年1月4日
所在地 富山市花崎85番地
連絡先 076-483-3311
利用定員 10名
実施地域 富山市・中新川郡

3, 事業の目的及び運営方針

医療法人社団東方会おおやま病院が実施する指定通所・介護予防リハビリテーションの従業者は、要支援・要介護者が居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活が営めるように理学・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図る。通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し計画的に行う。通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに関係市町村とも連携を図り総合的なサービス提供に努める。

4, 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日（休日を除く）
営業時間 午前9時から12時まで
午後2時から 5時まで
休日 日曜日、祝祭日、お盆（8月14日から16日）、
年末年始（12月29日から1月3日）

5, 職員体制

専任医師 常勤1名 利用者のリハビリテーション指示指導
理学・作業療法士 常勤1名以上 利用者のリハビリテーション実施

6, 提供するサービス内容

(1) 通所リハビリテーション計画の作成

利用者の係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所リハビリテーション実施計画を作成します。

(2) 利用者宅への送迎

事業者が所有する自動車が行う時刻表により利用者の居宅付近と事業所までの間の送迎を行います。ただし道路が狭いなどの事情により、自動車での送迎が困難な場合は、車椅子又は歩行介助送迎を行うことがあります。

(3) リハビリテーションの実施内容

利用者の能力に応じて日常生活動作を通じた訓練、集団的に行うレクリエーションを通じた訓練、専門的知識に基づき、器械・器具を使用した訓練等を行います。

(4) その他

必要な場合は、利用者の趣味趣向に応じた創作活動の場を提供します。

7, 提供するサービスの利用料・利用者負担額について（介護保険を適用する場合）

サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び通所リハビリテーション計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、ある提供日における計画時間数に応じた利用料となります。利用者負担額は、法定自己負担額（限度額内利用の場合）になります。

※別紙料金表参照

8, 加算及び減算の内容と利用料・利用者負担額について（介護保険を適用する場合）

居宅サービス計画及び通所リハビリテーション計画に位置付けられた加算及び減算によるものとします。利用者負担額は、法定自己負担額（限度額内利用の場合）になります。

※別紙料金表参照

(1) リハビリテーションマネジメント加算

医師、理学療法士その他の職種が共同して作成した計画書に従いリハビリテーションを行い記録します。理学療法士等は、当該計画の進捗状況を評価し必要に応じて計画を見直します。また理学療法士等が新規にリハビリテーション実施計画を作成した利用者に対して利用開始日から1月以内に利用者の居宅を訪問し、診察・運動機能検査・作業能力検査等を行います。

(2) その他の加算等は、院内掲示によるものとする。

9、請求及び支払方法について

利用者自己負担額及びその他の費用の合計金額を利用月毎に請求いたします。請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日頃に利用者にお渡しいたします。請求書受け取り後は、月末までに当院窓口でのお支払いをお願いいたします。支払いの確認後、領収書をお渡ししますので必ず保管して下さい。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

10、サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容の確認をさせていただきます。変更があった場合は、速やかに当事業所にお知らせしてください。
- (2) 利用者が介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該請求が行われるよう必要な援助を行います。
- (3) 居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて通所リハビリテーション計画を作成します。作成した通所リハビリテーション計画は、利用者又は家族にその内容を説明します。
- (4) サービス提供は、通所リハビリテーション計画に基づいて行います。なお利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 通所リハビリテーション従事者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行います。

11、虐待およびハラスメントに関する禁止事項と対応について

当施設職員による利用者並びに家族へのモラルの強要並びに性的嫌がらせを禁じます。事故発生時には、苦情対応と同様の対応により解決に努めます。また、市町村等への連絡を行い、指導を仰ぎます。

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 事務局 嘉藤敬
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

12、身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者又は家族に説明し同意を得たうえで必要最小限の範囲で行うことがあります。また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

1 3、秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
- ④ 事業者は、従事者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じて、その内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は、診療情報提供に関する規程にも基づき、利用者の負担となります。）

1 4、緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者の病状に急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医及び予め指定された緊急連絡先等への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

主治医 氏名
医療機関名
所在地
電話番号

緊急連絡先 氏名
続柄
住所
電話番号

15、事故発生時の対応について

利用者に対する指定通所・介護予防リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、事業者の責めに帰する理由により利用者の生命、身体、財産等に損害を及ぼした場合は、損害を賠償いたします。

16、心身の状況の把握

指定通所・介護予防リハビリテーションの提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

17、居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定通所・介護予防リハビリテーションの提供にあたり居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成する通所・介護予防リハビリテーション計画の写しを利用者の同意を得たうえで居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又は写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

18、サービス提供等の記録

- ① 指定通所・介護予防リハビリテーションの実施ごとにサービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。その場合は、診療情報提供に関する規程にも基づき対応いたします。

19、非常災害対策

- ① 事業所には、災害対策に関する担当者を置き非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知します。
- ③ 病院と合同で避難、救出その他必要な訓練を行います。(避難訓練年2回実施)

20、衛生管理等

事業者たる医療法人社団東方会おおやま病院の方針に従い適切に管理します。

21、その他

利用者の住まいで、サービスを提供するために利用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者負担となります。業務継続計画を策定し感染や非常災害の発生時において利用者に対する居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するように努めます。

22、サービス提供に関する相談・苦情について

提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情の担当者を選定しています。

① 相談・苦情窓口

相談・苦情担当者	岸弘和（理学療法士）
受付時間	月曜日～金曜日 9：00～17:00
電話番号	076-483-3311

② 行政機関

大山地域包括支援センター	富山市花崎 80 番地
受付時間	月曜日～金曜日 9：00～17:00
電話番号	076-483-4188
富山市福祉保健部介護保険課	富山市新桜町 7 番 3 8 号
受付時間	月曜日～金曜日 9：00～17:00
電話番号	076-443-2193
富山県国民健康保険団体連合会	富山市下野字豆田 995 番地の 3
受付時間	月曜日～金曜日 9：00～17:00
電話番号	076-431-9833
富山県福祉サービス運営適正化委員会	富山市安住町 5-12
受付時間	月曜日～金曜日 9：00～17:00
電話番号	076-432-3280

重要事項説明年月日 年 月 日

上記内容について、本書面に基づき利用者に説明を行いました。

事業者 所在地 富山市花崎 85 番地
法人名 医療法人社団東方会
代表者 理事長 日置 将
事業所名 おおやま病院介護医療院指定通所リハビリテーション
説明者 ⑩

上記内容の説明を事業者から説明を受けました。

利用者 住所
氏名 ⑩
代理人 住所
氏名 ⑩

別紙 料金表

指定通所・介護予防通所リハビリテーション利用料及び利用者負担表(介護保険を適用する場合)

通常規模型リハビリテーション費

1 単位 10.17 円

介護度	1 回単位	1 時間以上 2 時間未満		
		1 回利用者負担額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	2,268 単位	2,307 円	4,614 円	6,920 円
要支援 2	4,228 単位	4,300 円	8,600 円	12,900 円
要介護 1	369 単位	376 円	751 円	1,126 円
要介護 2	398 単位	405 円	810 円	1,215 円
要介護 3	429 単位	437 円	873 円	1,309 円
要介護 4	458 単位	466 円	932 円	1,398 円
要介護 5	491 単位	500 円	999 円	1,498 円

提供するサービスに伴う加算の利用料と利用者負担額(介護保険を適用する場合)

リハビリテーションマネジメント加算(A)イ

算定回数等	1 回単位	1 回利用者負担額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
1 月 1 回(6 月以内)	560 単位	570 円	1,140 円	1,709 円
1 月 1 回(6 月超え)	240 単位	245 円	489 円	733 円

その他、上記以外のものは、掲示板に掲載いたします。